

電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照表
 ○電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特殊の関係）</p> <p>第一条 電気通信事業法（以下「法」という。）第十二条の二第四項第一号二の政令で定める特殊の関係は、次に掲げる関係とする。</p> <p>一 当該法人が当該電気通信事業者たる法人の関連会社等であること。</p> <p>二 当該電気通信事業者たる法人が当該法人（当該電気通信事業者たる法人との間に前号に掲げる関係がある法人を除く。）の関連会社等であること。</p> <p>三 当該法人が当該電気通信事業者たる法人を子会社等（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号の二に規定する子会社等という。次項において同じ。）とする法人の関連会社等（当該電気通信事業者たる法人との間に前二号に掲げる関係がある法人を除く。）であること。</p> <p>2 前項の「関連会社等」とは、会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この項において同じ。）（当該会社等の子会社等を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該会社等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債</p>	

務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社等（子会社等を除く。）として総務省令で定めるものをいう。

（情報通信の技術を利用した提供）

第二条 電気通信事業者は、法第二十六条の二第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、利用者（同条第一項に規定する利用者をいう。次項において同じ。）に対し、その用いる同条第二項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2| 前項の規定による承諾を得た電気通信事業者は、当該利用者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用者に対し、法第二十六条の二第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（登録講習機関に係る登録の有効期間）

第三条 法第八十五条の四第一項の政令で定める期間は、三年とする。

第四条～第九条 （略）

（あつせん等の対象となる協定等）

第十条 法第百五十七条第一項の政令で定める協定又は契約は、次に掲げるものとする。

（登録講習機関に係る登録の有効期間）

第一条 電気通信事業法（以下「法」という。）第八十五条の四第一項の政令で定める期間は、三年とする。

第二条～第七条 （略）

（あつせん等の対象となる協定等）

第八条 法第百五十七条第一項の政令で定める協定又は契約は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務及びこれに付随する業務その他業務の委託に関する協定又は契約

三 前二号に掲げるもののほか、電気通信役務の円滑な提供の確保のためのデータベース（法第十二条の二第四項第二号ロに規定する利用者に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）、自家発電設備その他の総務省令で定める設備の利用又は運用に関する協定又は契約

(関係行政機関の長との協議等)

第十一条 法第六十八条の政令で定める総務省令は、次に掲げる総務省令とする。

一 法第二十六条第一項の総務省令（媒介等業務受託者に関し定められるものに限る。）

二 四 (略)

2 法第六十八条の政令で定める命令その他の処分は、次に掲げる命令その他の処分とする。

一 (略)

二 法第二十九条第二項の規定に基づく命令（電気通信事業に関し行われるもの又は媒介等業務受託者に対し行われるものに限る。）

一 (略)

二 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理その他業務の委託に関する協定又は契約

三 前二号に掲げるもののほか、電気通信役務の円滑な提供の確保のためのデータベース（法第十八条第三項に規定する利用者に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）、自家発電設備その他の総務省令で定める設備の利用又は運用に関する協定又は契約

(関係行政機関の長との協議等)

第九条 法第六十八条の政令で定める総務省令は、次に掲げる総務省令とする。

一 法第二十六条の総務省令（電気通信役務を定めるものを除き、電気通信事業者の電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者に関し定められるものに限る。）

二 四 (略)

2 法第六十八条の政令で定める命令その他の処分は、次に掲げる命令その他の処分とする。

一 (略)

二 法第二十九条第二項の規定に基づく命令（電気通信事業又は電気通信事業者の電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理を業として行う者に関し行われるものに限る）

三・四 (略)

3～5 (略)

第十二条・第十三条 (略)

別表第一 (第八条関係)

一～三 (略)

別表第二 (第十三条関係)

(略)

。

三・四 (略)

3～5 (略)

第十条・第十一条 (略)

別表第一 (第六条関係)

一～三 (略)

別表第二 (第十一条関係)

(略)

改 正 案	現 行
<p>（書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等）</p> <p>第四条 次に掲げる規定に規定する事項を電磁的方法（準用会社法（前条において準用する会社法をいう。以下同じ。）第六百七十七条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下この条及び次条において同じ。）により提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（情報通信の技術を利用した提供）</p> <p>第七条 有料放送事業者（法第四百七十七条第一項に規定する有料放送事業者をいう。次項において同じ。）は、法第五百十条の二第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、国内受信者（法第四百四十七條第一項に規定する国内受信者をいう。以下同じ。）に対し、その用いる法第五百十条の二第二項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p>	<p>（書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等）</p> <p>第四条 次に掲げる規定に規定する事項を電磁的方法（準用会社法（前条において準用する会社法をいう。以下同じ。）第六百七十七条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>2 （略）</p>

2| 前項の規定による承諾を得た有料放送事業者は、当該国内受信者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該国内受信者に対し、法第五十条の第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該国内受信者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(資料の提出)

第八条 法第七十五条(法第八十一条第六項において準用する場合を含む。)の規定により総務大臣が協会、放送事業者(協会及び小規模施設特定有線一般放送事業者(法第三十四条第二項に規定する小規模施設特定有線一般放送事業者をいう。以下この条において同じ。))を除く。)、基幹放送局提供事業者、媒介等業務受託者(法第五十条に規定する媒介等業務受託者をいう。第六号において同じ。))又は有料放送管理事業者(法第五十二条第二項に規定する有料放送管理事業者をいう。第七号において同じ。))に対し資料の提出を求めることができる事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 (略)

二 (略)

三 基幹放送事業者(協会及び学園を除く。二において同じ。)

次に掲げる事項(法第八条に規定する放送事業者にあつては、イに掲げる事項を除く。)

イ 第一号イ及びロに掲げる事項

(資料の提出)

第七条 法第七十五条(法第八十一条第六項において準用する場合を含む。)の規定により総務大臣が協会、放送事業者(協会及び小規模施設特定有線一般放送事業者(法第三十四条第二項に規定する小規模施設特定有線一般放送事業者をいう。以下この条において同じ。))を除く。)、基幹放送局提供事業者又は有料放送管理事業者(法第五十二条第二項に規定する有料放送管理事業者をいう。第六号において同じ。))に対し資料の提出を求めることができる事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 (略)

二 (略)

三 基幹放送事業者(協会及び学園を除く。二において同じ。)

次に掲げる事項(法第八条に規定する放送事業者にあつては、イに掲げる事項を除く。)

イ 第一号イ及びロに掲げる事項

ロ 第一号ハに掲げる事項

ハ 法第百十条に規定する放送番組の供給に関する協定に関する事項

ニ 法第百四十七条第一項に規定する有料放送（以下「有料放送」という。）を行う基幹放送事業者にあつては、国内受信者に対する有料放送の役務の提供条件に関する事項、国内に設置する受信設備により有料放送を受信しようとする者に対して有料放送の役務の提供を拒んだ事実の概要及び理由、法第百五十条の規定による有料放送の役務に関する料金その他の提供条件の概要の説明に関する事項、法第百五十条の二第一項の規定による書面の交付（同条第二項の規定による同項に規定する事項の提供を含む。）に関する事項、法第百五十条の三第一項の規定による有料放送の役務の提供に関する契約の解除に関する事項、法第百五十一条の規定による国内受信者からの苦情及び問合せの処理に関する事項、法第百五十一条の二の規定によるしてはならない行為に関する事項並びに法第百五十一条の三の規定による委託に係る業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置に関する事項

四 一般放送事業者（小規模施設特定有線一般放送事業者を除く。

以下この号において同じ。）次に掲げる事項（法第八条に規定する放送事業者又は法第百三十三条第一項の規定による届出をした一般放送事業者にあつては、イに掲げる事項を除く。）

イ 第一号イ及びロに掲げる事項

ロ 第一号ハに掲げる事項

ハ 法第百十条に規定する放送番組の供給に関する協定に関する事項

ニ 法第百四十七条第一項に規定する有料放送（以下「有料放送」という。）を行う基幹放送事業者にあつては、同項に規定する国内受信者（以下「国内受信者」という。）に対する有料放送の役務の提供条件に関する事項、国内に設置する受信設備により有料放送を受信しようとする者に対して有料放送の役務の提供を拒んだ事実の概要及び理由、法第百五十条の規定による有料放送の役務に関する料金その他の提供条件の概要の説明に関する事項並びに法第百五十一条の規定による国内受信者からの苦情及び問合せの処理に関する事項

四 一般放送事業者（小規模施設特定有線一般放送事業者を除く。

以下この号において同じ。）次に掲げる事項（法第八条に規定する放送事業者又は法第百三十三条第一項の規定による届出をした一般放送事業者にあつては、イに掲げる事項を除く。）

イ 第一号イ及びロに掲げる事項

<p>2 (略)</p> <p>ロ 第一号ハに掲げる事項</p> <p>ハ 法第十一条に規定する放送の再放送についての他の放送事業者の同意に関する事項</p> <p>ニ 法第四十条第二項に規定する指定再放送事業者にあつては、同条第一項の規定による再放送の役務の提供条件その他当該再放送の業務の方法に関する事項</p> <p>ホ 有料放送を行う一般放送事業者にあつては、前号ニに規定する事項</p> <p>五 (略)</p> <p>六 媒介等業務受託者 法第五十条の規定による有料放送の役務に関する料金その他の提供条件の概要の説明に関する事項及び法第五十一条の二の規定によるしてはならない行為に関する事項</p> <p>七 有料放送管理事業者 法第五十一条の規定による国内受信者からの苦情及び問合せの処理に関する事項並びに法第五十五条の規定による業務の実施方針の策定及び公表その他の適正かつ確実な運営を確保するための措置に関する事項</p>	<p>2 (略)</p> <p>ロ 第一号ハに掲げる事項</p> <p>ハ 法第十一条に規定する放送の再放送についての他の放送事業者の同意に関する事項</p> <p>ニ 法第四十条第二項に規定する指定再放送事業者にあつては、同条第一項の規定による再放送の役務の提供条件その他当該再放送の業務の方法に関する事項</p> <p>ホ 有料放送を行う一般放送事業者にあつては、前号ニに規定する事項</p> <p>五 (略)</p> <p>六 有料放送管理事業者 法第五十条の規定による有料放送の役務に関する料金その他の提供条件の概要の説明に関する事項、法第五十一条の規定による国内受信者からの苦情及び問合せの処理に関する事項並びに法第五十五条の規定による業務の実施方針の策定及び公表その他の適正かつ確実な運営を確保するための措置に関する事項</p>
---	--

改 正 案	現 行
<p>（法第十三条第五項第一号の政令で定める法律）</p> <p>第一条 消費者契約法（以下「法」という。）第十三条第五項第一号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〜八 （略）</p> <p>九 放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）</p> <p>十 質屋営業法（昭和二十五年法律第五百十八号）</p> <p>十一 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）</p> <p>十二〜二十四 （略）</p> <p>二十五 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）</p> <p>二十六 特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）</p> <p>二十七及び二十八 削除</p> <p>二十九〜四十二 （略）</p>	<p>（法第十三条第五項第一号の政令で定める法律）</p> <p>第一条 消費者契約法（以下「法」という。）第十三条第五項第一号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〜八 （略）</p> <p>九 質屋営業法（昭和二十五年法律第五百十八号）</p> <p>十 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）</p> <p>十一 削除</p> <p>十二〜二十四 （略）</p> <p>二十五 特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）</p> <p>二十六から二十八まで 削除</p> <p>二十九〜四十二 （略）</p>